

令和2年第18回定例公安委員会会議録

開催日時 令和2年6月25日(木) 午前10時30分～午後2時45分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時20分

2 出席者

公安委員会 小谷委員長 衣笠委員 勝部委員

警察本部 津田警察本部長 川島警務部長 柴田首席監察官
河本生活安全部長 長谷高刑事部長 保田交通部長
谷村警備部長 本庄警察学校長 濱口情報通信部長
細田警務部参事官

(事務局等～松本公安委員会補佐室長、中田補佐)

3 議題事項

警察職員等に対する援助要求(警備部)

警察本部

原子力関連施設の警戒警備に万全を期すため、警察職員等に対する援助の要求が2件あった。

1件目は、福井県公安委員会からであり、援助を必要とする場所は、福井県内の原子力関連施設の警戒警備に必要な区域である。

2件目は、福島県公安委員会からであり、援助を必要とする場所は、福井県内の原子力関連施設の警戒警備に必要な区域である。

どちらも全国から警察官が特別派遣されるため、新型コロナウイルス感染症対策として、派遣職員に対し、3密の回避やマスクの着用等について徹底させる。

委員

暑い季節でもあるので、健康管理に留意していただきたい。

委員

事前に説明を受けており、このとおり受諾する。

派遣される職員は、しっかりと任務に当たっていただきたい。

4 報告事項

○良好な職場環境づくりを目的とした職員アンケートの実施（警務部）

○道路交通法の一部を改正する法律の一部施行（交通部）

○7月中の入校及び訓練概況等（警察学校）

（1）良好な職場環境づくりを目的とした職員アンケートの実施（警務部）

警察本部

このアンケートは、幹部職員とその部下職員が、相互に信頼し合い、納得して業務に取り組むことのできる良好な職場環境づくりを目的として平成30年から実施しており、幹部職員の職場環境づくりへの取組姿勢に関して組織的に集約することにより、部下職員が上司に求める全体的な傾向を把握するとともに、幹部職員自らの自己啓発・意識改革の支援に活用する。

アンケートの対象者は、警視及び同相当職、警部管理官、警部及び同相当職以上の職員であり、実施者は、対象者の直属の部下職員のうち、巡査部長又は専任主事以上の職員とする。

アンケートの実施は7月を予定している。回答は記名式で行い、対象者の業務上の執務姿勢について回答し、業務と関連がないことは回答に反映させないこととしている。また、回答は人事担当者に限り閲覧可能なシステムとし、対象者の自己啓発・意識改革に資する事項は、匿名化を施した上で、指導上の参考として提供を検討する。

委員

アンケートの回答方法について、記名式、無記名式のどちらも一長一短だと思う。大切なのは、回答結果を、より良い組織運営につなげることだと思うので、有効に活用していただきたい。

委員

ネガティブな意見を受けても、幹部職員が、それをどう生かしていくかが大切だと思う。

委員

部下が上司の取組姿勢を評価するのは珍しい施策だと思うが、他県警の実施状況はどうか。

警察本部

全国でも、あまり実施していないと思う。

委員

まだ3回目であるが、回答を集約し、組織として部下が求める傾向を把握して組織運営に反映させたり、幹部自身も結果を生かすことができれば、組織風土も大きく変化し、より良い職場環境になると思う。

(2) 道路交通法の一部を改正する法律の一部施行（交通部）

警察本部

この度、改正道路交通法が成立し、本年6月10日に公布され、同月30日から「妨害運転」に関する部分が一部施行となる。

これは、平成29年6月に東名高速道路上において、いわゆる、あおり運転が原因で、車両に乗車していた一家4人が死傷した事件や、昨年8月に常磐自動車道において、あおり運転を繰り返し、相手の車を停止させ、車に乗車していた男性を暴行した事件等が社会問題となったことなどが背景にあり、悪質、危険な運転行為を抑止するため、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為である「妨害運転」をした者に対する罰則の創設等がなされた。

今回の主な改正点は3点ある。

1点目は、妨害運転に対する罰則が規定されており、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為を行い、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法をした場合は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

「一定の違反行為」とは、通行区分違反、急ブレーキ禁止違反、車間距離不保持等、10種類の違反が該当するが、客観的に10種類の違反行為に当てはまれば即時に妨害運転に該当するというものではなく、他の車両等の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図することが前提要件となる。また、「交通の危険を生じさせるおそれのある方法」とは、走行中の他の車両の直前で急ブレーキをかける行為、追突しそうな車間距離で前方車両に追従する行為、執拗にクラクションを鳴らす行為等、交通事故発生の危険性を一般的に生じさせるような方法が該当する。

さらに、このような罪を犯し、高速自動車国道等において他の自動車を停止させた者や、高速自動車国道や一般道において、道路における著しい交通の危険を生じさせた者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

「著しい交通の危険を生じさせる」とは、人身事故のような重大な交通事故を

発生させた場合のほか、急ブレーキや進路変更等により、他の車両等の運転者に対し、交通事故を回避させるために急ハンドルを切ることを余儀なくさせた場合等も含まれる。

2点目は、運転免許を受けることができない期間等として、妨害運転をした者に対する行政処分が規定されている。前述の3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に該当するものは、基礎点数25点が付され、欠格期間2年以上の免許取消に該当し、前歴や累積点数がある場合には、最大5年の欠格期間となる。更に危険な行為である5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に該当するものは、基礎点数35点が付され、欠格期間3年以上の免許取消に該当し、前歴や累積点数がある場合には最大10年の欠格期間となる。

3点目は、運転免許の効力の仮停止についても規定されており、道路における著しい交通の危険を生じさせた上、交通事故を起こして人を死傷させた者は、仮停止処分の対象となる。

今後、あらゆる機会を活用した広報啓発活動、妨害運転に対する厳正な交通指導取締りの徹底等に取り組む。

委員

まもなく施行となるが、既に県民への広報は行っているか。

警察本部

実施している。本日も、鳥取大丸において警察音楽隊の演奏が行われたが、その際に観客に対し、広報紙を配布した。また、運転免許更新時においても実施している。

委員

今後、警察への通報が増加する可能性もあるが、引き続き、適切に対応していただきたい。

(3) 7月中の入校及び訓練概況等（警察学校）

警察本部

7月中の入校関係は、採用時教養として初任科第91期、92期が入校中である。また、本年5月から入校していた初任補修科第38期は、7月28日に卒業を迎え、現場に戻る。専科は2課程を予定している。

行事関係について、初任科第91期は、鳥取警察署又は米子警察署において制服実務研修を行い、交番勤務を体験する。初任科全体としては、認知症サポーター研修、手話講習、航空隊見学等を予定している。

6月中、初任科は、無線従事者講習を受講し、警察官として必要な資格を取得した。初任補修科は、初級鑑識技能検定及び捜査書類作成検定を実施した。

警察学校では、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止に努め、予定通りに各入校が実施できるよう努める。

委員

認知症サポーター研修について、現場に出れば、認知症の方の対応をする場面も多いと思う。若い警察官には必要な研修である。

委員

新型コロナウイルス感染症の影響で、例年よりも行事や教養日程の遅れがあると思うが、おおむね予定どおり進んでいるようであり、安心した。引き続き、学生の指導をよろしく願います。

5 その他

指定暴力団六代目山口組大同会事務所等に対する事務所使用制限命令の手続（刑事部）

警察本部

今回の岡山市内における対立抗争事件を受け、本年6月5日、指定暴力団六代目山口組大同会に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく事務所使用制限命令の仮命令を発出し、その後、意見聴取を開催したが、不出頭であった。

事務所使用制限命令は3か月以内の期間を定めることとされており、本日、鳥取県公安委員会の決裁を受け、本年6月29日から同年9月28日までの期間を定め、事務所使用制限命令を発出する。この命令に違反した場合、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金又はこれを併科すると規定されている。

なお、並行して米子市内を警戒区域と定め、六代目山口組と神戸山口組を特定抗争指定暴力団に指定する手続も進めている。

委員

鳥取県公安委員会としても、これらの手続を適正に行うことで、県民の安全、安心を確保することにつながると考えている。警察としても、引き続き、対応をよろしく願います。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処

分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 事前説明

- ・ 交通規制の議決（第1期）
- ・ 警察職員等に対する援助要求

3 報告事項

- ・ 審査請求関係
- ・ 鳥取県風俗環境浄化協会の事業報告
- ・ 自転車防犯登録に関する事業報告

4 決裁

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく事務所使用制限命令
- ・ 特定抗争指定暴力団の指定
- ・ 警察職員等に対する援助要求

5 行事等

- ・ 令和2年度留置施設視察委員会委員任命式
- ・ 視察（災害時における交通誘導訓練）

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。